

## ネーミングライツ愛称の屋外広告物掲出に関するお願い

地方公共団体が屋外に掲出する施設名称等も屋外広告物であり、原則として、屋外広告物条例による届出が必要です。また、公共施設は条例上、屋外広告物の表示等に一定の制限があります。

このようなことから、ネーミングライツにより施設名称に企業名や商品名等を冠した愛称を屋外に掲出する場合においても表示方法等にルールを設けております。

つきましては、ネーミングライツの一環として屋外広告物の掲出をご検討いただく際には、デザイン等の企画段階で前橋市都市計画課景観・歴史まちづくり係へご相談くださいますようお願い申し上げます

### 記

#### 1 屋外広告物（ネーミングライツ愛称）の表示ルールについて

原則、施設名称として屋外広告物に表示可能な文言及びデザイン等は広告審査委員会で承認されたネーミングライツ愛称及びロゴマーク（1種類）に限ることとします。

#### 【参考例】

- ①前橋市民体育館のネーミングライツを取得した「あいうえお株式会社」が企業名を冠し、「あいうえお市民体育館」という愛称を表示したい場合
- ②上記の「あいうえお株式会社」が、ネーミングライツ愛称として企業名ではなく自社が提供しているサービス名称「エース宅急便」を冠し「エース宅急便市民体育館」と表示したい場合

あいうえお

＝企業名称

エース宅急便

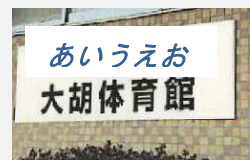
＝企業の代名詞といえるサービス名称

#### ①基本ルール：企業名称＋施設名称



あいうえお 市民体育館

（イメージ図）



（表示例）

#### ②基本ルール：企業の代名詞といえるサービス名称＋施設名称



エース宅急便 市民体育館

（イメージ図）



（表示例）

※企業名称、サービス名称等と施設名称の文字の大きさは同等か施設名称のほうを大きく表示してください。

※企業名称とサービス名称の並記はできません。ネーミングライツ愛称として承認されたどちらか一方のみの表記をお願いします。

### ○表記不可の例

(1) 企業名称等が施設名称よりも大きく表示されている。



あいうえお 市民体育館

(イメージ図)

(2) キャッチフレーズ、宣伝文等が表記されている。



安心、信頼のあなたのお店

あいうえお 市民体育館

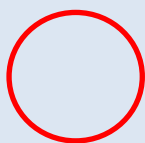
(イメージ図)

### ③ロゴマーク等も含める場合



=あいうえお株式会社の企業商標（ロゴマーク）

企業名称と商標（ロゴマーク等）を施設名称と同等か小さく表示すること



A あいうえお 市民体育館

(イメージ図)



(表示例)

### ○表示不可の例

(1) 企業名称・商標（ロゴマーク等）が施設名称よりも大きく表示されている。



あいうえお 市民体育館

(2) 企業商標（ロゴマーク等）が企業名称及び施設名称よりも大きく表示されている。



あいうえお 市民体育館

※サービス名称の表記の際も同様に扱う

※上記は一例です。ご不明な点等ございましたら随時ご相談ください。

## 2 事前相談について

ネーミングライツ優先交渉権者となりましたら、屋外広告物のデザイン案（寸法、色彩、掲出方法・位置が分かる図面等）を添えて、都市計画課景観・歴史まちづくり系の屋外広告物担当者までご相談ください。屋外広告物条例及び本ガイドラインの観点からデザイン案の確認をさせていただきます。場合によってはデザイン案の修正等をお願いすることがございますので変更が可能なタイミングでご相談ください。

### 【屋外広告物掲出までの流れ】

- ①ネーミングライツ優先交渉権者及び愛称の決定
- ↓
- ②ネーミングライツ契約の締結
- ↓
- ③施設管理者と看板デザインについて協議
- ↓
- ④都市計画課屋外広告物担当に③のデザイン案について相談
- ↓
- ⑤施設管理者が屋外広告物表示等届出書を都市計画課へ提出
- ↓
- ⑥屋外広告物掲出開始（愛称使用開始）